

第3. 通関手続の現状

1. 総論

(1) 通関を取り巻く環境の変化

我が国の社会・経済の国際化の進展に伴うヒトやモノの国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

また、取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて、コンテナ化の進展を中心とした輸送形態の変革、航空輸送貨物における小口急送貨物(SP貨物)サービスの発展、越境ECの拡大等に伴い、物流形態についても同様に、大きな変化が見られる。

こうした中、輸入許可・承認件数は、平成24年には約2,302万件であったものが令和4年には約1億1,289万件と大きく増加し、輸出許可件数は、平成24年には約1,426万件であったものが令和4年には約3,010万件と増加している。

(2) 輸入通関における対応

このような環境の中にあって、輸入通関に関しては、内外から迅速通関への要請が高まってきている一方で、国民からは、海外で多発する国際テロへの脅威、覚醒剤等の未成年層への拡散などの状況を踏まえ、爆発物等のテロ関連物資、麻薬、覚醒剤等の社会悪物品の水際での取締りに対して、強い期待が寄せられている。

これらの要請に的確に対処するため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)による通関手続の電算化や通関情報総合判定システム(CIS)を活用した選別的な通関処理を促進し、通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては、検査機器の整備、貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

また、急増する輸入貨物への対応として、税関事務管理人制度の見直し及び輸入申告項目の追加を行っている。(令和5年10月1日(NACCS更改に併せ実施するものは令和7年10月12日)施行)

(3) 輸出通関における対応

輸出通関の面では、大量破壊兵器については核兵器等の拡散防止に関する様々な国際的枠組みに基づき、また、通常兵器及び関連汎用品については旧ココムに代わって地域紛争防止の観点から新たな国際的輸出管理体制として平成8年7月に設立されたワッセナー・アレンジメントに基づき、輸出規制を行っている。加えて、平成14年4月に大量破壊兵器等の不拡散のために欧米諸国と同様の原則全品目(食料品、木材等を除く。)を規制対象とするキャッチオール規制を我が国でも導入し、平成20年11月には通常兵器の不拡散のために、同様に原則全品目(食料品、木材等を除く。)を対象とするキャッチオール規制を導入しており、経済産業省と連携しつつ、税関における審査・検査を強化しているところである。

他方、保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告については、保税地域等への搬入前に行うことで、貿易円滑化と適正な通関手続の両立を図っている。(平成23年10月実施)

(4) AEO制度

貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者に対する特例措置を講じることにより、国際物流におけるセキュリティの強化と効率化の両立を図るAEO制度は、平成18年3月の特定輸出申告制度(現・特定輸出者制度)、平成19年4月の特例輸入申告制度(現・特例輸入者制度)の導入を皮切りに、平成19年10月には倉庫業者に対する特定保税承認制度、平成20年4月には運送業者に対する特定保税運送制度及び通関業者に対

表1 輸出入許可件数の推移

(単位: 万件)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
輸入許可・承認件数	3,411	3,974	4,640	6,966	9,562	11,289
海上	426	431	428	406	833	1,261
航空	2,985	3,544	4,212	6,560	8,729	10,028
輸出許可件数	1,921	1,994	1,985	2,188	2,709	3,010
海上	376	376	358	328	366	357
航空	1,545	1,617	1,628	1,860	2,342	2,653

する認定通関業者制度，平成21年7月には製造者に対する認定製造者制度が導入されてきた。これらの制度の導入によって，我が国のAEO制度は，サプライ・チェーンに関与する貿易関連業者をほぼ全てその対象としており，今後は，認定水準の

維持・向上を図りつつAEO事業者を拡大していくとともに，諸外国のAEO制度との相互承認についても，協議・共同研究を引き続き推進していく。

我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度

要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令遵守規則を定めている ⇒ 税関手続を適正に履行するための体制及び手順が規則により整備されている 等 ● 高い業務遂行能力を有している ⇒ 税関手続に関する知識及び経験が十分である 等 ● 一定期間法令違反がない等 ⇒ 関税法等の法令違反がない 等 					
概要	輸入者 (平成19年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告が可能 	輸出者 (平成18年3月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能 	倉庫業者 (平成19年10月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要(届出により設置が可能) ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除 ○ コンプライアンスの反映による検査率の軽減 	通関業者 (平成20年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物到着前に輸入申告が可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能 ○ AEO運送者による運送等を条件に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行うことが可能 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出入申告が可能 	運送者 (平成20年4月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 保税運送等の承認が不要 ○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 	製造者 (平成21年7月～) <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能
事業者数	102者	231者	150者	255者	9者	—

令和5年6月現在(計747者)

(5) 輸出入申告官署の自由化・通関業制度の見直し
平成28年度関税改正において，貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図り，貿易円滑化に資するとの観点から，蔵置官署(貨物が置かれている場所を所管する税関官署)に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ，AEO事業者(特定輸出者，特例輸入者及び認定通関業者)については，蔵置官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行うことを可能とする関税関係法律及び通関業法の改正を行い，NACCSの更改と併せ，平成29年10月8日より実施している。

2. 輸入通関手続の現状

(1) 輸入通関業務を取りまく環境

令和4年における輸入許可・承認件数は，全体で約1億1,289万件(前年比18.1%増)となっており，その内訳は，航空貨物が約1億28万件(同14.9%増)，海上貨物が約1,261万件(同51.5%増)

である。

このような状況のなか，拳銃，麻薬，覚醒剤を中心とした社会悪物品の不正輸入等に対する取締り強化の要請が一層高まっている一方で，迅速な輸入通関に対する国内外からの要請もますます高まってきていることから，税関当局としては，「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反な要請を同時に達成するため，種々の改善を図っているところである。

(2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため，これまでにも通関手続の電子化の推進，輸入申告の際に添付する書類の簡素化，国際郵便物の通関手続の見直し等種々の改善を重ねているところであるが，規制緩和の要望等も踏まえ，更なる改善策を講じている。

① 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進
通常，輸入通関手続は，貨物の到着後に開始さ

れ、関税等の納付後に貨物の引取りが許可されることを原則とするが、貨物の到着から輸入者等が引き取るまでの時間を可能な限り短縮することを目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類・関税評価・原産地・減免税に係る教示を行う事前教示制度の改善、iii) 納期限延長制度の導入等を図っており、できる限り、税関における審査等を貨物の到着前又は貨物の引取り後に移行している。

② 選別的通関処理の促進

税関手続の電子化の推進により処理の迅速化を図るとともに、密輸等のリスクの高い貨物には重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化する選別的通関処理を一層促進している。このため、i) 平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理するCISの導入、ii) NACCSの審査基準をより一層適正に管理する等の措置を図っている。

③ 特例輸入者制度(旧・簡易申告制度)の導入・改善

現在、我が国の税関手続においては、輸入申告(引取申告)と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら、輸入者の利便性の向上等のために、法令遵守(コンプライアンス)の確保を条件に、あらかじめ税関長に承認された輸入者(特例輸入者)は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年3月から導入した。

また、同年9月の米国における同時多発テロの発生を契機として、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るための取組みが国際的に加速化したことから、我が国においても平成19年度関税改正において、既存の簡易申告制度に貨物のセキュリティ確保の要素を承認要件として加えた上で、輸入者を対象とするAEO制度を導入した。これにより、貨物が本邦に到着する前に輸入(引取)申告を行うことを可能とするとともに、従来輸入許可毎に行うこととされていた事後の納税申告について、1ヶ月間に受けた輸入許可に係る貨物について、これらを一括して納税申告を行うことを可能とした。

さらに、平成19年7月より、承認申請者が法人である場合に特定の事業部門においてのみ簡易申

告制度を利用できるよう改善、また、平成20年4月より、提供しなければならないとされていた関税等の額に相当する担保を、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときを除き省略する等の改善を行ってきた。このように改善してきた「簡易申告制度」は、輸入通関手続の迅速化、簡素化のための制度ではなく、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者に対するAEO制度として定着してきたことから、本制度を平成21年3月に「特例輸入申告制度」と名称変更した(平成29年10月8日より「特例輸入者制度」と名称変更)。

その後も平成24年4月より、保全担保の提供要件の緩和を行う等、随時、本制度の改善を行ってきているところである。

④ 特例委託輸入申告制度の導入

平成20年4月より、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者に貨物の輸入手続を委託した場合に、貨物の到着前の輸入申告及び貨物の引取り後の納税申告(特例申告)を行えることとした。

⑤ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組み

更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており、その一環として、平成24年7月よりNACCSを利用して輸入申告を行い簡易審査扱い(区分1)とされた場合の税関への通関関係書類の提出を、原則省略することとした。また、NACCSを利用した輸入申告における税関への通関関係書類の提出について、平成25年10月より、書面(紙)による提出に加え、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

さらに、平成29年10月から特惠税率の適用等に係る原産地証明書について、電磁的記録による提出を可能とする等、電磁的記録による提出が可能な対象範囲を拡大した。

(3) 各種手続の概要及び改善策

① 予備審査制

イ 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、あらかじめ税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着か

ら引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

ロ 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2第3項の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入し、平成15年9月には、海上貨物についても導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(イ) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えることと

れていた予備申告を、輸入申告予定日における外国為替相場の公示日又は船荷証券等の発行日のいずれか遅い日から行えることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(ロ) システムへの組み込み

平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物についても組み込み、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(ハ) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化（平成6年3月）

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の2回提出していたが、予備申告時に申告控の提出を行ったものについては、輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告（本申告）時の申告控の提出を省略した。

(ii) 対象貨物の拡大（平成6年4月）

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(ニ) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

・到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に

搬入した後に行うことが原則となっているため、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年10月のSea-NACCS更改に伴い、海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入し、さらに、平成15年9月には航空貨物と同様に「到着即時輸入許可制度」を導入した。

② 事前教示制度の改善

イ 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（品目分類）及び関税率、関税評価上の取扱い、原産地並びに減免税の適用の可否について照会を行い、その回答を受けることができる制度であり、昭和41年に申告納税制度が導入された際に新設された関税法第7条第3項に基づくものである。文書による事前教示回答書は、発出日から3年間、輸入（納税）申告の審査上尊重されることとなっている。更に、照会者が文書回答に対し再検討を希望する場合には、回答後2月以内に意見の申出ができることとなっている。

当該制度を利用した場合、事前に輸入予定貨物の関税率、関税評価上の取扱い等が判明するため、原価計算が確実にできる等販売計画を立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率、関税評価上の取扱い、原産地及び減免税の適用の可否が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

ロ 主な改善措置

事前教示制度の充実策として、事前教示は原則として文書により行い、口頭回答は単なる参考情報であるとして取扱いの違いを明確化し、文書による事前教示については照会受理後30日以内（関税評価に係る照会の場合、90日以内）の極力早期に回答を行うよう努めることを通達に明記している。また、インターネットによる事前教示の照会につき、これまでの品目分類及

び原産地に加え、平成26年6月より関税評価、平成27年10月より減免税についても可能としている。当該照会については、基本的には口頭照会と同様の取扱いであるが、照会者が希望し、一定の要件を満たす場合には、文書による回答に切り替えることができ、また、令和5年7月から照会者が希望する場合には回答書を電子メールで送付することが可能となっている。

照会の透明性の確保への取り組みとして、事前教示回答書の非公開期間に上限（180日以内）を設け、原則として公開することとしており、税関ホームページに掲載している。

令和4年における取扱い件数は、品目分類では文書回答が3,770件、口頭回答が92,168件であり、金属・機械（68類～92類）に係る照会が多く、原産地では文書回答が2,274件、口頭回答が35,129件であり、農水産品（1～24類）、木材・紙・繊維（41～67類）に係る照会が多かった。また、関税評価では文書回答が0件、口頭回答が1,177件であり、運賃に係る照会が多く、減免税では文書回答が3件、口頭回答が34件であり、無条件免税及び再輸出免税の適用に係る照会が多い。

(4) 貨物到着後処理の促進

① 納期限延長制度

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取ろうとするときには、輸入申告を行ったうえ、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3ヶ月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々の輸入申告毎に、担保提供のうえ、納期限延長を申請する方式）と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保提供のうえ当該月における輸入申告に係る納税額を一括して申請する方式）がある。

また、平成13年3月に施行された簡易申告制度（現・特例輸入申告制度）においても、納期限延長制度（ただし、納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため、2ヶ月の延長となる。）が盛り込まれた。

令和4年度における納期限延長制度の利用状況

は、税額ベースで関税51.9%、消費税及び地方消費税56.4%となっている。

② 担保管理の一元化

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより、当該税関の管内にある収納事務電算処理システムによってオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月から、NACCSによってオンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を実施し、同年11月には、その対象を航空官署に拡大した。

さらに、平成12年4月から、Sea-NACCS及びAir-NACCSで共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

なお、平成22年2月にSea-NACCSとAir-NACCSが統合され、システム別ごとの担保管理の区分けは現在無くなっている。

③ 共通担保等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが、平成3年10月から関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供することできるとともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また、包括納期限延長における据置担保は「税関長が確実に認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」、平成19年4月から、「社債その他の有価証券」、平成26年3月から、「不動産及び動産」の提供を可能とした。

④ 引取担保と他の担保との管理の一元化

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）における引取担保と納期限延長等に係る担保について

は、同一の担保物件であっても、その管理は別々に行われ、引取担保としての提供額として税関に申し出た金額分については、納期限延長等に係る担保として使用できないこととされていた。

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）の利便性向上等のため、当該担保管理方式の見直しを行うこととし、引取担保に係る担保額について特例輸入者が自主管理することにより、提供された担保額の範囲内において、引取担保又は他の担保として柔軟に使用できることとなった。（平成19年10月実施）

⑤ 特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）に係る担保の見直し

特例輸入申告制度においては、関税等の徴収を確実なものとするため、特例申告を行おうとする輸入者は、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税等の額に相当する額の担保をその月の前月末日までに、当該貨物の輸入の予定地を所管する税関長に提供しなければならないこととしていたが、輸入者の負担軽減を図るとともに、特例輸入申告制度の一層の利便性向上を図るため、税関長が関税等の保全のために必要であると認めるときに、その提供を求めることができるものとした。（保全担保の見直し）。（平成20年4月実施）

さらに、平成24年4月からは保全担保を提供する際の要件を緩和している。

(5) 他省庁の輸入手続との連携強化

① 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けて施策を講じる上での各省庁間の連絡・調整を行うため、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に設置されたものである（議長：大蔵省）。同連絡会議では輸入手続のみならず、輸出入・港湾関連手続の迅速化・適正化のための諸施策の実施を推進してきたところであるが、これまでの活動実績及び今後の検討課題をよりの確に反映するものとするため、平成13年9月にその名称を「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」と改め、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化等の施策等を講じてきた。

また、平成16年2月の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、関係府省で連携して最適化の検討を行う21の業務・システムが定めら

れ、その中の一つである輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムは、財務省が担当府省として最適化計画を策定するとされたことを受け、平成16年2月に輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定について本会議の検討事項とし、平成17年3月にその名称を「輸出入及び港湾・空港手続関連府省連絡会議」と改め、同年12月28日のCIO連絡会議において、当該最適化計画が決定された。

② 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また、平成5年7月には、厚生労働省検疫所による食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を勘案し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、動植物検疫等主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

③ 輸入通関手続と他法令手続とのインターフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」及び「ANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）」と、平成14年11月に外国為替及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行う「JETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム）」と財務省・税関の通関手続

システムであるNACCS（通関情報処理システム）とのインターフェース化をそれぞれ実施した。（平成22年2月にJETRAS、平成25年10月にFAINS、PQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。下記⑤参照。）

④ 輸入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化

輸入・港湾関連手続においては、複数の行政機関に対する手続を、利用者が一回の入力・送信で行うことを可能としたシングルウィンドウ化を平成15年7月23日に実現している。しかし、従来の各省庁の手続の様式、申請項目の見直し等が行われないうまま実施したことから、利用者の利便性に配慮されたものでなかった。このことから、FAL条約（注）の締結に併せて、平成17年11月に入港届の様式を統一化・簡素化することとし、申請様式の統一や、項目の削減等の見直しを行った。

また、関係省庁は、シングルウィンドウ実現後も更なる利便性向上を目指して機能の見直しを行い、同年12月28日、CIO連絡会議において、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を決定し、利用者コードの一元化、項目の反復利用等の業務プロセスの改善を徹底し、手続の簡素化・効率化を図るとともに、申請窓口や利用申込窓口の統一化、利用者に対する関係省庁からの情報提供窓口の設置等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を平成20年10月に稼働させた。

シングルウィンドウは「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月16日第二次改訂）において、稼働後も継続して見直すこととしており、平成22年2月には、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

（注）FAL条約（Convention on Facilitation for International Maritime Traffic：国際海運簡素化条約）

昭和40年に制定され、昭和42年に発効した条約で、国際物流の円滑化を目的に船舶の入出港の際に税関など関係当局に提出する書類の簡素化・統一化を定めた国際条約。平成17年9月に締結、同11月に日本において発効。

⑤ NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」では、シングルウィンドウの基幹をなすNACCSと関係省庁システムとの統合についての検討が必要とされ、平成20年10月、Sea-NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合、さらに平成22年2月、Air-NACCSを更改し、Sea-NACCSと統合した統

合NACCSに経済産業省の貿易管理手続を処理するJETRASを統合。また、平成25年10月には食品衛生法に基づく手続を行う厚生労働省のFAINS、植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省のPQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。

さらに平成26年11月には医薬品医療機器等法関連手続、平成29年3月には輸出証明書等手続を新たにNACCS業務に追加した。

(6) 開庁時間外の通関需要への対応

① 臨時開庁制度の見直し

平成20年3月まで、税関の執務時間（注1）外において輸出入通関等の臨時的執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けるとともに、税関の執務する時間に依りて、手数料（注2）を納付しなければならないこととされていたが、我が国産業の国際競争力の強化、港湾・空港の活性化・競争力強化といった重要な課題を踏まえ、輸出入者等の負担を更に軽減し、利便性の向上を図るため、臨時開庁手数料を廃止するとともに、臨時開庁に係る手続についても承認制を廃止して届出制とし、手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署の事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間）に拡大することとした。

（注1）税関の執務時間

月曜日から金曜日までの08：30～17：00

（注2）臨時開庁手数料

・17：00～22：00, 05：00～08：30

→4,100円/h

（土曜、日曜及び休日は08：30～17：00にあっても4,100円/hが必要である。）

・22：00～05：00 →4,550円/h

② 開庁時間外の通関体制の整備

イ 経緯と体制整備

港湾の24時間フルオープン化に向けた取組みが進展する中で、平成14年度以降、その実現に向けた官民の関係者による取組みの推進が閣議決定等においても一層求められていた状況であったことから、港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対する上での問題点等を把握することを目的として、全国の主要港湾のコンテナ貨物取扱実績が多い6税関7官署において、税関の執務時間外に職員を常駐させる通関体制の試行を平成14年10月15日から平成15年6月30日までの間実施した。

この試行の結果、執務時間外にコンテナ貨物等の通関需要があること、コンテナターミナルゲートのオープン時間が延長されたこと等港湾の24時間フルオープン化へ向け官民の関係者が前向きに取り組んでいることが明らかとなったこと、また、構造改革特別区域に所在する通関官署においては、臨時開庁承認申請が見込まれる時間帯に職員を配置することとなっていることから、平成15年7月1日より全国の主要港湾を中心として7税関14官署において一定の時間帯に職員を常駐させる税関の執務時間外における通関体制を整備し、これを実施することとした。

ロ 執務時間外の通関体制の見直し

執務時間外の通関体制については、平成16年9月に構造改革特別区域推進本部が「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の方針」を決定し、その決定に基づき、①全国すべての港湾・空港が所在する官署の1年間の臨時開庁承認件数、②直近（平成15年10月から12月）の時間帯（平日夜間、土曜日、日曜日及び休日）別の臨時開庁承認件数と近い将来の通関需要の見込みを踏まえ、全国展開することとされた。

この構造改革特別区域推進本部の決定した基準の下、臨時開庁承認件数等の執務時間外における通関需要の見極め調査（平成17年10月～平成18年3月）を行い、平成18年7月1日に執務時間外の通関体制を一部見直した。更に平成20年4月1日には、前述の通り、臨時開庁に係る手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間に拡大することとした。

また、NACCSを使用して行われる輸出入申告のうち、簡易審査扱い（区分1）とされるものについては、税関職員による書類審査又は検査が不要であることから、開庁時間外においても開庁時間外執務の要請に係る届出をNACCSにより受理するとともに輸出入の許可通知を行うこととした。この場合において、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）とされるものについては、審査区分の通知は開庁時間外に行うものの、審査又は検査については翌開庁日の開庁時間内に行われることとなる。（平成26年10月1日より実施）

(7) 輸入通関手続の改善に伴う効果

輸入通関手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を講じていくうえでの参考とするため

に、輸入通関手続の所要時間調査を実施しており、これまで平成3年以降、概ね3年ごとに計12回実施している。

第12回の調査（平成30年3月）では、通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）の平均は、海上貨物では2.1時間と前回調査に比べて0.3時間短縮し、航空貨物では0.3時間と前回調査並みの結果となっている。また、AEO制度を利用して輸入申告された貨物の場合では、通関所要時間は海上貨物では0.1時間、航空貨物で0.0時間と、前回調査並みの所要時間となっている。

平成29年10月より実施した、輸出入申告官署の自由化を利用して輸入申告した貨物の通関所要時間は、海上貨物で1.9時間、航空貨物で0.2時間となっている。

なお、船舶・航空機が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は、海上貨物では61.9時間、航空貨物では12.3時間となっている。

(8) ロシア等に対する輸出入禁止の措置

① 概要

我が国は、2022年2月下旬に開始されたロシアによるウクライナに対する侵略行為を受け、ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえ、問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法によりロシア等への輸出入禁止の措置を講じている。当該措置は、ロシア、当該侵略行動を支援したベラルーシ、ロシアが一方向的に「独立」を承認するなどしたウクライナ東部のドネツク州及びルハンスク州の一部領域である「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）に対する制裁措置の一貫として実施されているものである。

② 外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止の措置

ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアに対する奢侈品、半導体、量子コンピューター、貨物自動車、無人航空機及び乗用自動車等の輸出禁止措置、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械及び貴金属、並びに上限価格を超える価格で取引される原油及び石油製品の輸入禁止措置を2022年2月下旬より順次実施している。

③ 税関における対応

税関では、輸出又は輸入される貨物に対する厳正な審査及び検査を実施し、関税法第70条の規定

に基づき、経済産業大臣を始めとする関係省庁とも連携しつつ、外国為替及び外国貿易法によるロシア等への輸出入禁止の措置の対象となる貨物に該当するか否かについての確認を行うなど、当該措置の実効性の確保に努めている。

(9) 知的財産侵害物品の水際規制

① 概要

関税法第69条の11第1項第9号、9号の2又は第10号の規定により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品（以下「知的財産侵害物品」という。）は、麻薬、覚醒剤、拳銃、偽造貨幣等と並んで輸入してはならない貨物とされている。また、回路配置利用権侵害物品を除く知的財産侵害物品は、同法第69条の2第1項第3号又は第4号の規定により、輸出してはならない貨物とされている。さらに、輸出してはならない知的財産侵害物品と同様の貨物は、同法第30条第2項及び第65条の3の規定により、保税地域に置くことや保税運送が禁止され、我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象となっている。

近年、知的財産侵害物品の税関による水際取締りに対する内外の期待は非常に高まっており、より効果的な取締りが実施できるよう制度改正を重ねているところである。

② 経緯

我が国は、内閣に設置された知的財産戦略本部を中心に、政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省においても、知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度改正を行うなど、知的財産保護の強化に積極的に取り組んでいる。

近年の知的財産侵害物品の水際取締りに関する動きを見ると次のとおりである。

平成14年2月、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっているとの認識の下で、内閣総理大臣、関係国務大臣及び有識者により構成される知的財産戦略会議の開催が決定され、同年7月の第5回知的財産戦略会議において、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」が決定された。平成15年度の関税改正においては、この知的財産戦略大綱を踏まえ、特許権侵害物品等の輸入差止申立ての対象への追加等を

内容とする関税定率法等の改正が行われた。

平成15年3月には知的財産基本法が施行されるとともに、同法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、同年7月には同本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画）が決定された（以降、知的財産推進計画は毎年改訂版が決定されている）。その後も、この知的財産推進計画を踏まえ、平成16年度関税改正においては、認定手続開始時に権利者及び輸入者双方に対してそれぞれの名称・住所を通知すること等を内容とする関税定率法等の改正が行われ、平成17年度関税改正においては、形態模倣品等の不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加等のための関税定率法等の改正が行われた。

平成18年度関税改正においては、税関が必要に応じ外部の有識者に意見を聴く仕組みの導入及び知的財産を侵害する物品の輸出取締り導入のための関税法等の改正が行われ、平成19年度関税改正においては、認定手続における簡素化手続が導入された。平成20年度関税改正においては、我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象とされた。平成22年度関税改正においては、水際取締り強化のための罰則水準の見直しが行われた。平成23年度関税改正においては、技術的制限手段無効化装置が、平成28年度関税改正においては、営業秘密

侵害品が、それぞれ輸出入してはならない貨物に追加された。

令和3年5月の商標法及び意匠法の改正により、海外の事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為について権利侵害行為となることが明確化されたことを受けて、令和4年度関税改正においては、改正商標法及び意匠法の施行と同時に、当該侵害行為に係る物品に対して税関による水際取締りを実施できるよう、当該侵害行為に係る物品を関税法の「輸入してはならない貨物」に追加する等の措置がなされた。これら改正法は令和4年10月に施行され、いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品であっても、海外の仕出人に事業性が認められれば、商標権等を侵害する物品として、税関で差し止めることが可能となった。

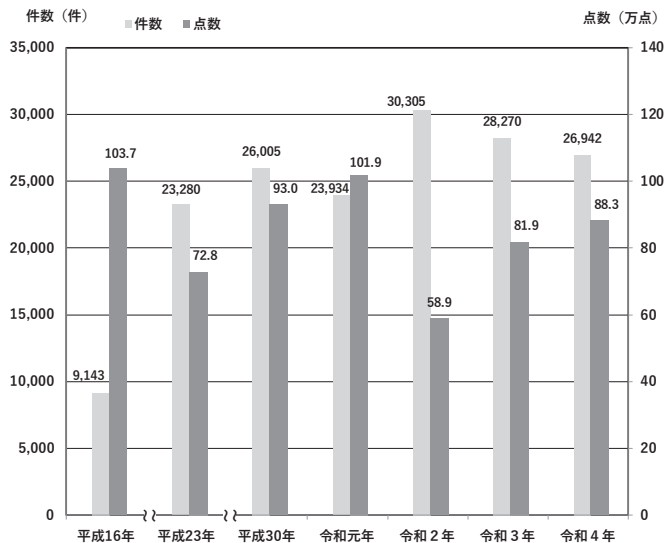
令和5年度関税改正においては、権利者の事務負担軽減等の観点から、認定手続における簡素化手続の対象に特許権・実用新案権・意匠権・保護対象営業秘密が追加された。

③ 水際取締りの現状

イ（総論）輸入差止件数が3年連続で2万5千件超え（図1）

令和4年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は26,942件（前年比4.7%減）で、3年連続で2万5千件超えであった。輸入差止点数は882,647点（前年比7.7%増）であった。税関においては、1日平均で73件、2,418点の

図1 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。

ロ（仕出国・地域別）中国来の輸入差止件数が引き続き最多（図2）

仕出国（地域）別の輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが20,461件（構成比75.9%、前年比6.5%減）で、引き続き高水準で推移している。次いでベトナムが2,135件（同7.9%、同29.6%減）、台湾が1,427件（同5.3%、同約7倍）、韓国が649件（同2.4%、同10.2%増）であった。輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが671,133点（構成比76.0%、前年比9.0%増）であり、次いでベトナムが70,614点（同8.0%、同22.7%減）、香港が64,204点（同7.3%、同66.5%増）、韓国が30,567点（同3.5%、同31.0%増）であった。件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっているほか、ベトナムを仕出しとするものが、件数・点数ともに約8%を占めている。

ハ（知的財産別）商標権侵害物品の輸入差止件数が引き続き高水準（図3）

知的財産別の輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が25,705件（構成比

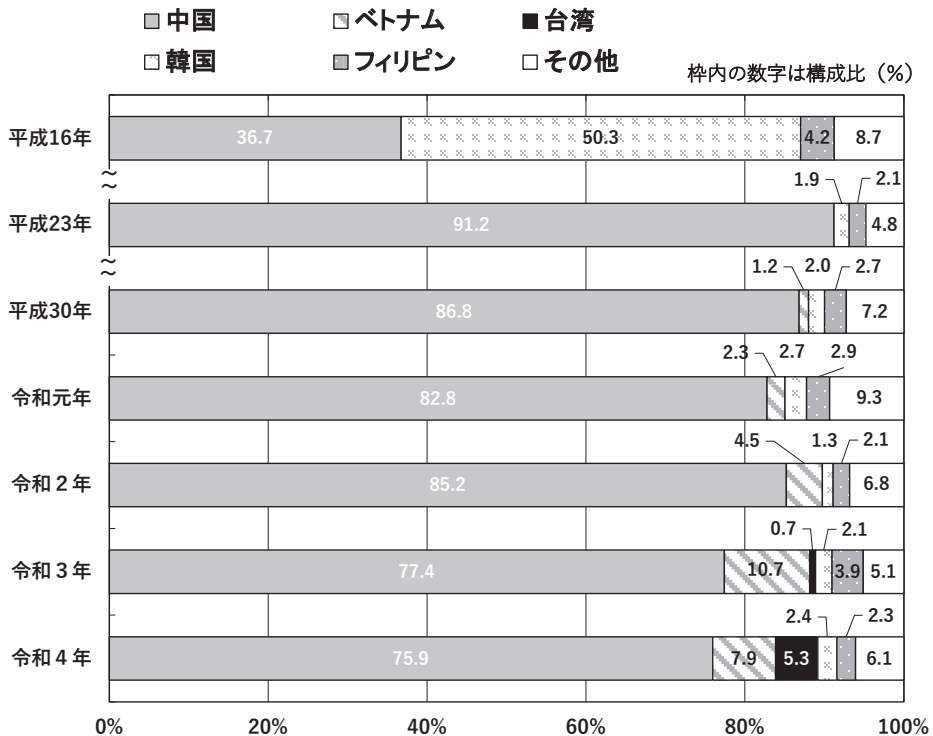
94.6%、前年比6.3%減）で、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が841件（同3.1%、同24.8%増）であった。輸入差止点数は、商標権侵害物品が548,972点（構成比62.2%、前年比11.7%減）で、次いで著作権侵害物品が136,148点（同18.5%、同69.1%増）であった。

ニ（品目別）健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見（図4）

品目別の輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,045件（構成比28.1%、前年比5.5%減）と最も多く、次いで衣類が6,963件（同21.7%、同23.4%減）、靴類が4,275件（同13.3%、同8.7%増）、携帯電話及び付属品が2,413件（同7.5%、同45.7%増）であった。輸入差止点数は、医薬品が148,439点（構成比16.8%、前年比約7倍）と最も多く、次いでイヤホンなどの電気製品が98,062点（同11.1%、同6.5%減）、衣類が76,269点（同8.6%、同29.8%減）、煙草及び喫煙用具が60,944点（同6.9%、同約11倍）であった。

使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、浄水器用カートリッジなどの家庭用雑貨、電気製品、煙草・喫煙用具など

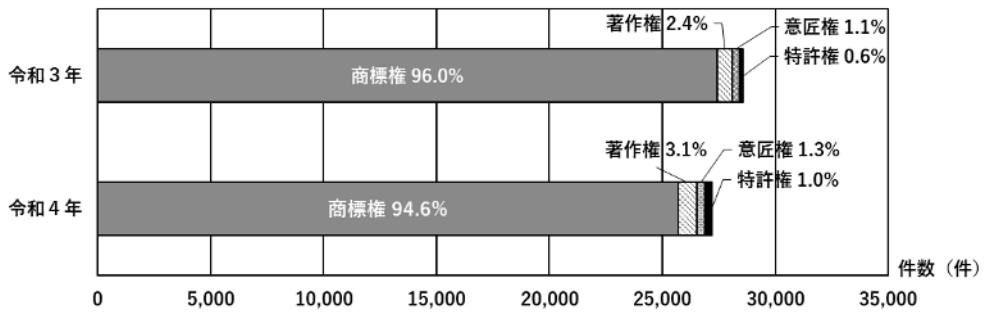
図2 仕出国（地域）別輸入差止件数（構成比）の推移



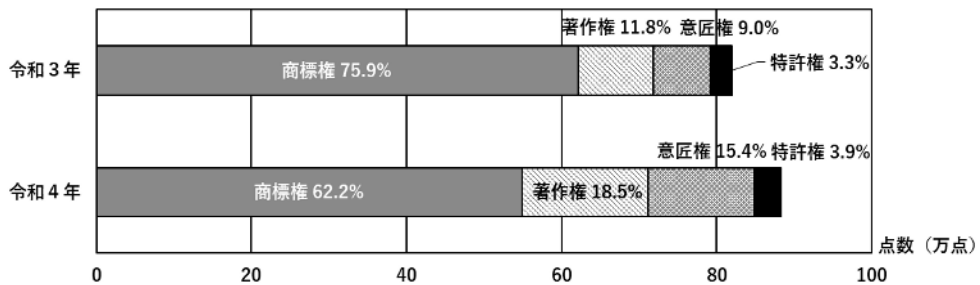
(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

(注2) ベトナム及び台湾を仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めている。

図3 知的財産別輸入差止実績
 知的財産別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



知的財産別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

の輸入差止めが続いている。

④ 水際取締り手続の概要

イ 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供

輸入差止申立ては、権利者が税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとするときは、認定手続を執るよう申し立てるものであり、申立人は侵害の事実を疎明するに足る証拠を提出する必要がある。この輸入差止申立ての対象となっているのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品である。なお、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立てに際しては、経済産業大臣の意見書（営業秘密侵害品以外の場合）又は認定書（営業秘密侵害品の場合）の交付を受け、提出することも必要である。また、回路配置利用権は輸入差止情報提供の対象であり、その具体的な手続は輸入差止申立てに準ずるものである。

ロ 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品の疑いがある貨物（侵害疑義物品）を発見した場合には、輸入者及び権利者

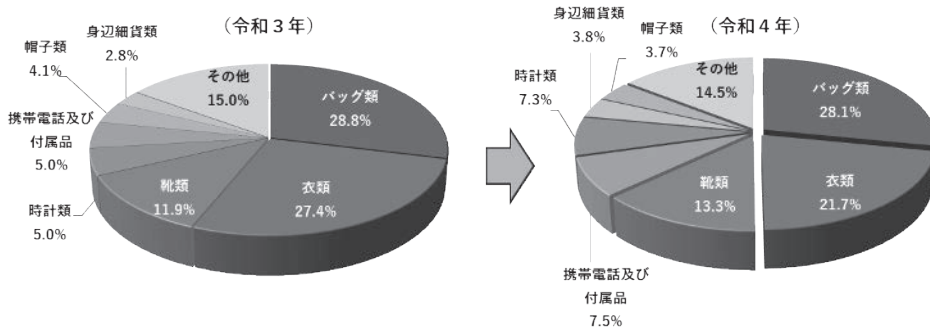
に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに、これに併せて、輸入者及び権利者双方にそれぞれの氏名又は名称及び住所を通知する。また、仕出人の氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。さらに、輸入申告書等税関に提出された書類又は当該侵害疑義物品における表示から、当該侵害疑義物品の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合は、当該情報も権利者に通知する。

税関長は、輸入者及び権利者に対し、上記認定手続が執られた貨物（疑義貨物）に係る侵害の該否についての証拠の提出や意見の陳述を求め、これらの証拠等に基づき、認定手続の開始から1ヶ月以内を目途に侵害の該否を認定することとしている。認定手続の結果、当該疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定した場合には、税関長は輸入者及び権利者に対し、その旨及びその理由を通知する。税関長が侵害の認定を行った場合、輸入者は、廃棄等の自発的処理を行うことができる。自発的処理が行われない場合には、税関長は、当該侵害物品を没収して廃棄することとなる。

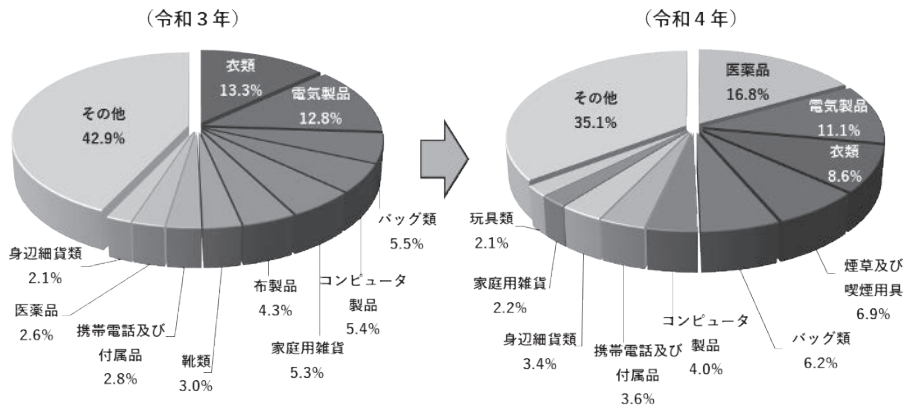
疑義貨物について輸入者又は申立人が点検をする場合には、税関職員の立会いのもと実施す

図4 品目別輸入差止実績

品目別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



品目別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

ることとしている。外観等の点検だけでは侵害の有無を確認することが困難な場合には、申立人は疑義貨物の見本の検査（分解検査を含む。）を申請することができる。また、税関長は、疑義貨物が侵害物品に該当しないと認めた場合に見本に生じ得る損害の賠償を担保するため、申立人に相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

ハ 認定手続における簡素化手続

当初の制度においては、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者に証拠・意見を求めた上、税関が侵害の該否を認定することとしていた。しかしながら、この認定手続の実態を見ると、輸入者からは証拠・意見が出されない場合が多い一方、権利者に対しては疑義貨物が少量であってもそれを点検の上、証拠の提出や意見の陳述を求めており、人的・経済的負担が生じていた。このような状況を背景に、輸入差止申立てが受理された商標権等を侵害するおそれのある物品に係る認定手続

において、一定期間内に輸入者が何ら意思を示さない場合は、権利者からの証拠の提出や意見の陳述を不要とし、速やかに没収・廃棄ができる簡素化手続を導入するため、関税法施行令を改正し、平成19年6月1日から施行している。

なお、特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密については簡素化手続の対象とされていなかったが、令和5年度関税改正において、これらの権利をその対象に追加するため、関税法施行令を改正しており、令和5年10月1日から施行する。

ニ 特許庁長官への意見照会制度

特許権、実用新案権若しくは意匠権の権利者又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が当該権利者の権利の技術的な範囲等に属するか否かについて、税関長が特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。特許庁長官は、税関長から意見を求められたとき、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが特許庁長官に対し、意見を求めるこ

とも可能である。

ホ 農林水産大臣への意見照会制度

育成者権に関し認定手続が執られた場合において、その侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は農林水産大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。農林水産大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ヘ 経済産業大臣への意見照会制度

(i) 営業秘密侵害品

不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが経済産業大臣に対し、意見を求めることも可能である。

(ii) 営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品（形態模倣品、技術的制限手段無効化装置等）

侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は経済産業大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ト 専門委員への意見照会制度

(i) 輸入差止申立てにおける専門委員への意見照会

税関長は、輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めることができる。ただし、不正競争防止法違反物品については、申立ての対象となる表示等が周知であること等について経済産業大臣の意見書又は認定書が提出されることから、この意見書又は認定書に記載される事項については、重複し

て専門委員の意見を聴くことはできないこととされている。

(ii) 認定手続における専門委員への意見照会

税関長は、疑義貨物について、その侵害の該否を認定するため必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権に係る疑義貨物についての技術的範囲等については特許庁長官への意見照会が可能であり、また、育成者権又は不正競争防止法に係る疑義貨物については、侵害の該否に関し、それぞれ農林水産大臣又は経済産業大臣への意見照会が可能であり、重複して専門委員の意見を聴くことはできない。

チ 通関解放制度

特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）の輸入差止申立てに係る疑義貨物について、一定の期間が経過しても税関長が侵害の該否の認定を行わないときは、輸入者は、税関長に対し、認定手続の取りやめを求めることができる。この場合、税関長は、当該疑義貨物が輸入されることにより権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、輸入者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭の供託を命ずることとなる。供託を命ずる額は、ライセンス料又は輸入者が当該疑義貨物の販売により得ると考えられる利益額となる。

3. 通関関連業務の電算化・電子化について

(1) はじめに

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進み、貨物の輸出入に係る取引形態が複雑化した現代においては、通関業務の電算化・電子化といった行政運営の効率化や利便性の高い電子行政サービスが求められている。

一方、安全・安心な社会を実現するため、水際における薬物、銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品やテロ関連物品の取締り強化とともに、適正な関税等の徴収が求められている。

このような状況の中、税関においては、NACCSにより輸出入申告等を処理するとともに、CISを

活用し、適正かつ迅速な通関を実現し、物流の円滑化等に貢献している。

(2) NACCS

NACCSは、税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用システムであり、年間365日24時間稼働している。また、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社がNACCSの運営・管理を行っている。現在、NACCSには、税関その他の関係行政機関の他、航空会社、船会社、船舶代理店、航空貨物代理店、混載業者、NVOCC（注）、保税蔵置業者（CY）、海貨業者、通関業者、機用品業者、損害保険会社及び輸出入者が参加し、輸出入申告の約99%を電子的に処理している。

平成29年10月から第6次NACCSが稼働中であるが、令和7年10月に第7次NACCS更改が予定されており、「安定性・信頼性の高いシステム」、「効率性・経済性の高いシステム」、「機能の更なる充実」及び「最新技術の応用・周辺貿易情報基盤との連携可能性」を開発コンセプトとして、更改作業を進めているところである。

(3) システムの最適化

NACCSは、「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日財務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、我が国の国際物流の一層の効率化、円滑化及び利用者の利便性の向上、コストの削減を図るため、平成20年10月のSea-NACCSの更改並びに平成22年2月のAir-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合により、港湾・空港における国際物流の基幹システムとしての機能の充実・強化が図られてきた。

平成29年に行われた第6次NACCS更改においては、民間事業者と税関との間で、紙ベースにより行われていた関税割当制度適用輸入申告における残数量管理業務や包括保険申請手続業務などをNACCSで行えるようシステム化を行い、民間事業者のより一層の利便性の向上を図った。

(4) シングルウィンドウの推進

輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化

とは、輸出入・港湾関連手続を所管する関係省庁において、行政手続の電子化（システム化）を行うとともに、各システム間の連携を図ることにより、「利用者が一回の入力・送信で関係する全ての行政機関に対して必要な手続を行えるようになる。」ものである。

シングルウィンドウ化は、平成13年8月28日、塩川財務大臣（当時）による「塩川イニシアティブ」で掲げられた「国際物流改革プラン」の一つとして、「我が国の国際物流全体において、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を始めとする高度なIT化を図る」との提言がなされたことにより、検討が進められたもので、平成15年7月23日に輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現した。

平成20年10月に申請画面及び入力方法の統一や、相談などの各種窓口の一本化を図った新たなシングルウィンドウを稼働させ、平成22年2月には、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

(5) NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」（平成20年8月1日改訂版）において、「NACCSについては、関係省庁システムの統合を検討する」とされたことを踏まえ、平成20年10月に、NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合を行い、平成22年2月に、貿易管理手続を処理する経済産業省所管の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）との統合を行い、平成25年10月には、厚生労働省のFAINS、農林水産省のANIPAS及びPQ-NETWORKとの統合を実現している。

また、平成26年11月には、医薬品等の輸入手続（輸入報告（薬監証明）、輸出用製造・輸入届出等）機能を、平成29年3月には、輸出証明書等手続機能をそれぞれNACCSに追加した。

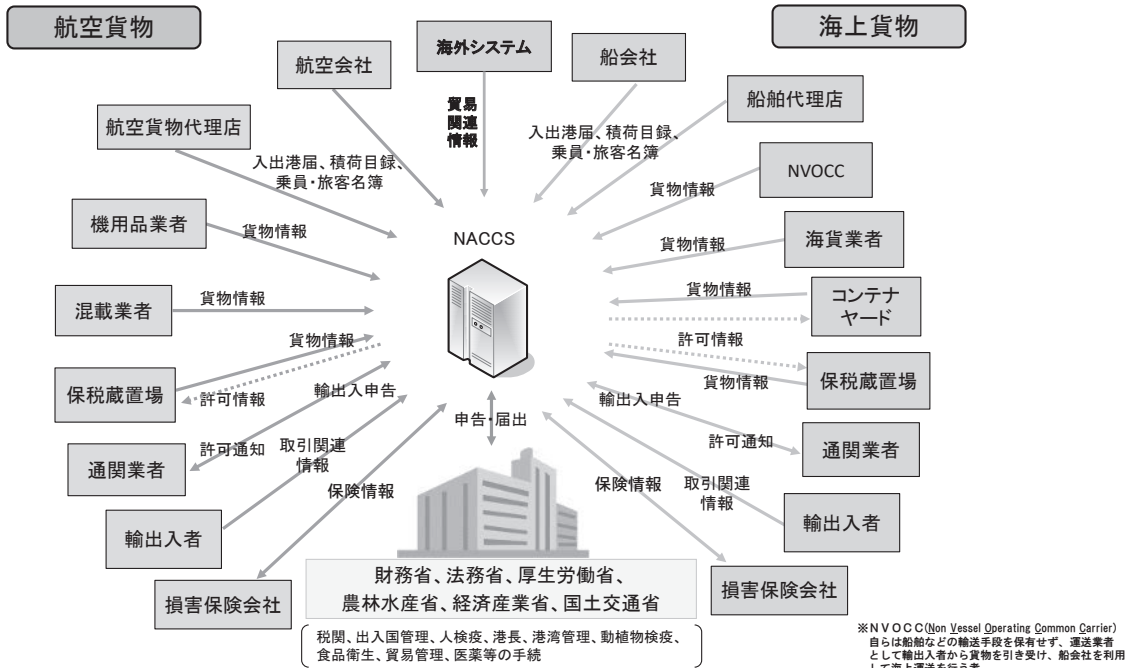
(6) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への対応

貿易関連手続の電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、平成25年10月より、これまで書面により提出を求めている通関関係書類について、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

(注) NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier)

自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出入者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者。

(図1) NACCSによる業務処理イメージ



(図2) シングルウィンドウの推進

